

板柳町ふるさとセンター キッチンカーご利用案内

1. 出店申込方法

使用許可申請書に次の資料を添えて利用希望日の3日前までに総合案内所へ提出してください。

- ① ふるさとセンター使用許可申請書
- ② 食品衛生法による営業許可証の写し
- ③ その他各種営業、販売許可証の写し
- ④ 車両をリースしている者はリース契約書の写し
- ⑤ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し
- ⑥ 食品賠償保険等の証明書の写し
- ⑦ 車検証の写し
- ⑧ 事業概要書または会社案内
- ⑨ 販売メニュー品目一覧
- ⑩ 販売車写真画像(販売車全体、ナンバープレートが確認可能な写真)

※更新・変更があったときは新たな資料をご提出ください。

※各資料確認後、使用許可書を発行します。不相当と判断された場合はご利用をお断りすることがございます。

※3ヶ月前より申込できます。

2. 使用料は1台1区画1日500円です。

3. 利用できる場所はふるさとセンター敷地内の所定の場所になります。ただし、イベント等で出店場所の希望についてはご相談ください。

4. ご利用時間は午前9時から午後9時までとなります。

5. 販売可能な商品は、営業許可証の範囲内の飲食物とします。

6. 次のものは販売できません。

- ① たばこ、酒類
- ② 消費期限及び賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの
- ③ その他不相当と判断したもの

7. キャンセルする場合は利用日の前日までにご連絡ください。ただし、台風、豪雨などの悪天候の場合はこのかぎりではありません。当日連絡も無くキャンセルした場

合は使用料相当分(1区画500円)のキャンセル料をお支払いいただきます。

8. その他の注意事項

- ① キッチンカーの搬入、搬出は出店者各自の責任において行う。
- ② 営業許可証、食品衛生責任者の修了証などをキッチンカーの商品受け渡し場所などよく見える場所に掲示すること。
- ③ 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは各自で用意すること。
- ④ 調理に火気を使用する場合は必ず消化器を設置すること。
- ⑤ 出店者自身でゴミ箱を設置し、排水とともに各自で持ち帰り処分すること。
- ⑥ 営業終了後は備品など全て片付け、利用した場所を利用前と同じ状態に戻すこと。
- ⑦ 大音量の音楽や騒音等の迷惑行為は行わないこと。
- ⑧ 販売品についての事故や苦情は出店者の責任とし、迅速に対応すること。
- ⑨ キッチンカーの破損、紛失等についてふるさとセンターは一切の責任を負わず、出店者自身の責任によって対応すること。
- ⑩ 出店者が保健所の立会検査等により改善指導を受けた場合は、ただちに報告すること。
- ⑪ 出店に関する各種関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- ⑫ ふるさとセンター職員の指示がある場合はそれに従うこと。
- ⑬ 施設や設備その他第三者に損害を与えた場合は損害を賠償すること。
- ⑭ 販促用チラシなどにふるさとセンターのロゴなどを無断で使用しないこと。
- ⑮ 指示に従わない、風紀を乱すなどの迷惑行為が確認された場合は出店中にかかわらずご利用を中止していただくことがございます。

よろしくお願いたします。



受付・問合せ先：板柳町ふるさとセンター 総合案内所

TEL 0172-72-1500